

2024年の最低賃金をどう評価するか

2024年7月26日

調査部 上席主任研究員 遠藤 裕基

わが国の最低賃金は1,054円になる見込み

夏は最低賃金。というもわが国の最低賃金は大方、夏に決まってしまうからである。例年7月くらいに国（厚生労働省の中央最低賃金審議会）で最低賃金改定の目安が話し合われ、この目安に基づいて8月に都道府県（地方最低賃金審議会）で、都道府県ごとの改定の目安が示される。これで特に問題がなければ、改定額が決定・公示され、毎年10月に発効となる。本レポート執筆時点で、中央最低賃金審議会が示した改定の目安は+50円（率にすると+5%の改定）であり、このままいけば、わが国の最低賃金（2024年10月以降）は全国平均で1,054円となる。なお、この改定率は、時給方式で公表されるようになった2002年以降で、過去最高の伸びである。

改定率（+5%）は妥当なのか？

さて、今回の改定率は妥当なものなのだろうか？結論から言えば、筆者は妥当とみている。妥当と考える理由は大きく2つある。まずは、インフレ率からの判断である。働き手の生活を守るという意味でインフレ率を下回る改定率では問題がある。総務省「消費者物価指数」によれば、2024年6月の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合¹）は前年比+3.3%となっている。今回の最低賃金の改定率はこれを上回る伸びとなっており、この点で及第点と言える。

次の判断基準は、働き手に「十分な生活水準」を提供する上で妥当な額に近づけるような伸びになっているのか、という点である。「十分な生活水準」を保証する最低賃金については、多くの議論や研究があるが、1つの基準として、2022年10月にEU理事会で採択された「最低賃金に関する指令」の目安を用いることは有用であろう。同指令では、適正な最低賃金の目安として、賃金の中央値の60%という数値を挙げている。ここで言う賃金は何を指しているのかについては必ずしも明確ではないが、OECDのデータベースをみると、「Minimum relative to average wages of full-time workers」²という指標（いわゆるカイツ指標）が公表されており、これを用いて、フルタイム労働者賃金の中央値に対する最低賃金の割合（2023年）をみると、日本は46.0%となっ

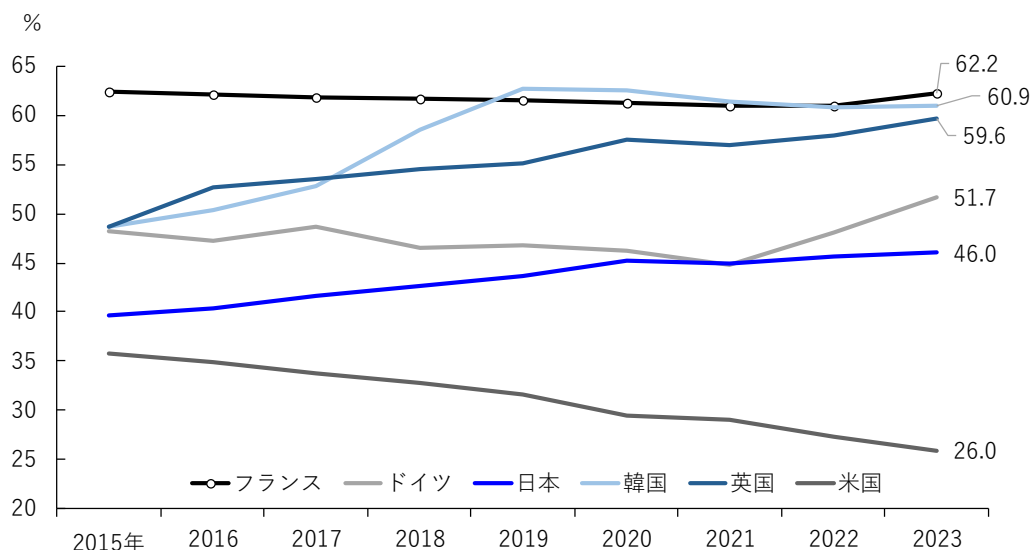
¹ 帰属家賃を除く総合を用いる理由については、厚生労働省「毎月勤労統計調査における賃金の伸び率について」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-chinginnobiritsu.pdf>）を参照されたい。

² フルタイム労働者の賃金の平均値と中央値に対する、最低賃金の割合が公表されている。

ている。主要国の数値をみると、フランスが62.2%、韓国が60.9%、英国が59.6%、ドイツが51.7%、米国が26.0%となっている（図表1）。日本も、この数値で6割を目指してもよいのではないだろうか。なお、米国の数値が低い点については以下のような理由があるためと推察される。米国全体の最低賃金、いわゆる連邦政府の最低賃金は現状、7.25ドルで2009年から変化していない。ただ、米国の場合、各州や、州内の市が独自に最低賃金を決めており、これと連邦政府の最低賃金を比較して高い方が適用されることになっている。例えば、カリフォルニア州の最低賃金は16.0ドルとなり、連邦政府の最低賃金の7.25ドルと比べて2倍以上となっている。米国のカイツ指標は、連邦最低賃金の7.25ドルで計算されているとみられる。なお、これをカリフォルニア州の最低賃金で計算し直すと、57.3%³となる。

余談が長くなったが、日本のカイツ指標を引き上げるためには言うまでもなく、分母のフルタイム労働者の賃金の伸び以上に最低賃金を引き上げる必要がある。厚生労働省「毎月勤労統計」をみると、フルタイム労働者（毎月勤労統計では「一般労働者」）の現金給与総額は今のところ前年比+2%程度で推移しており、カイツ指標を上昇させるためには、これを上回る最低賃金の伸びが必要である。この点でも今回の改定率（+5%）は十分と言える。ただし、近年、フルタイム労働者の賃金が明確に上昇しているため、最低賃金を上げていてもカイツ指標の伸びが鈍っている点には注意が必要であろう（図表1）。フルタイム労働者の賃金上昇が続くことを前提とすれば、最低賃金1,500円といった金額の目標ではなく、カイツ指標のような目標を導入することも必要ではないだろうか。

図表1 フルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金の割合（カイツ指標）



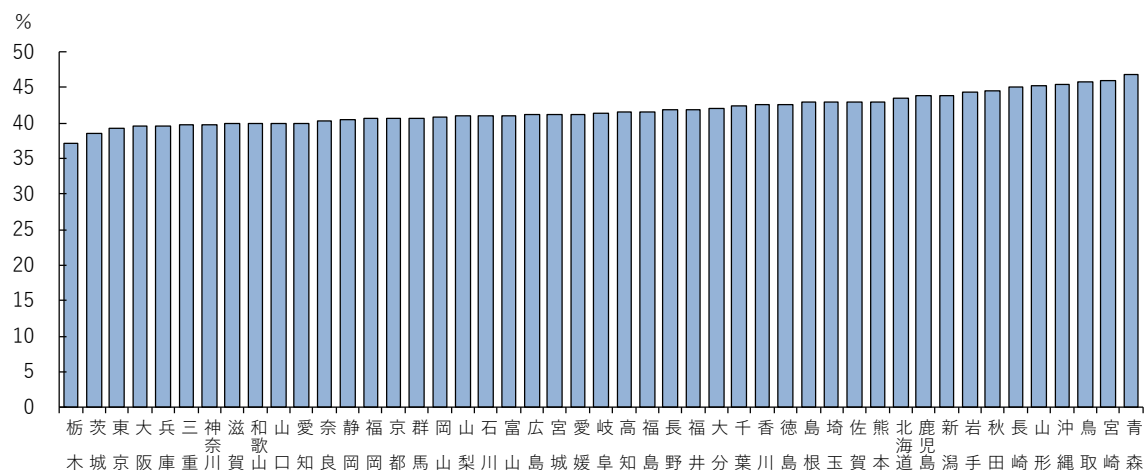
出所：OECD

³ カリフォルニア州のカイツ指標の分母は、カリフォルニア州のフルタイム労働者の賃金の中央値を用いるべきだが、ここでは米国全体の数値になっている点に注意を要する（要するに高めの数値となっている）。

東京都、神奈川県は最低賃金をもっと引き上げるべき？

前述の通り、8月には都道府県別の最低賃金改定の目安が示される。その際の議論の1つの材料として、最後に都道府県別のカイツ指標⁴（中央値ではなく、平均賃金を使用、2023年）を示しておく（図表2）。これをみると、最も値が低いのが栃木県となり、次いで茨城県、東京都、大阪府、兵庫県、三重県、神奈川県の順番となっている。最低賃金の高さで1位、2位の東京都と神奈川県がカイツ指標でみると低位となっていることが分かった。各都道府県の最低賃金の改定に当たっては、各地域の状況を踏まえて総合的な判断がなされるべきであるが、カイツ指標の点からみると、東京都と神奈川県は最低賃金の引き上げにもっと積極的になってもよいのかもしれない。

図表2 フルタイム労働者の賃金の平均値に対する最低賃金の割合（都道府県別、2023年）



出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」

⁴ 厚生労働省「賃金構造基本調査」、「地域別最低賃金の全国一覧」を用いた。フルタイム労働者の平均賃金は「(きまって支給する現金給与総額×12+年間賞与その他特別給与額)÷((所定内実労働時間数+超過実労働時間数)×12)」で求めた。ここでのカイツ指標は、中央値ではなく、平均値に基づくものである点に注意を要する。

執筆者紹介



遠藤 裕基（えんどう ゆうき）

浜銀総合研究所 調査部 上席主任研究員

神奈川県経済及び労働・雇用関連の調査業務を担当。

浜銀総合研究所では、景気動向に関するレポートなどの発行情報をメールにてお知らせしています。ご関心のある方は、下記のサイトより、「レポート更新情報お知らせメール」（無料）にご登録ください。

【URL】 https://www.yokohama-ri.co.jp/html/inquiry/inquiry_repo.html?nno=5

本レポートの目的は情報提供であり、売買の勧誘ではありません。本レポートに記載した内容は、レポート執筆時の情報に基づく浜銀総合研究所・調査部の見解であり、レポート発行後に予告なく変更することがあります。また、本レポートに記載されている情報は、浜銀総合研究所・調査部が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願いいたします。